

第 1 問 答 案 用 紙 〈 1 〉

(監 査 論)

問題 1

問 1

財務諸表監査の目的は、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないかどうかについて、絶対的ではないが、相当程度の合理的な保証を得ることである。

したがって、財務諸表監査は虚偽表示が全くないことについて絶対的な保証するものではないため、試査によってもその目的を達成することは可能となるからである。

被監査会社となる現代の大規模企業においては、一般的に財務報告に係る有効な内部統制が存在し、当該企業の財務報告の信頼性が相当程度確保されていると考えられる。

したがって、母集団のすべてを検証する精査によらず、その一部を検証し母集団を推定する試査によっても監査の目的とする合理的な保証が可能となるからである。

問 2

不正には、文書を偽造すること、取引を故意に記録しないことのように、それを隠蔽するために巧妙かつ念入りに仕組まれたスキームを伴うことがある。また、経営者は内部統制を無効化できる地位にあるため、不正が共謀を伴った場合、発見はより一層困難となる。したがって、監査人による監査によっても不正による重要な虚偽の表示がないことについて、絶対的な保証が得られるわけではなく、限界が存するのである。

問 3

【物理的証拠】

棚卸資産の实在性と状態に関して入手した物理的証拠は一般的には監査証拠としての信頼性は高いものと想定される。しかしながら、例えば、在庫移動により実在しない棚卸資産をあたかも実在すると見せかけるような経営者の意図的な操作によって、その信頼性は崩れてしまう可能性について、留意すべきである。

第 1 問 答 案 用 紙 (2)
(監 査 論)

問 3

【文書的証拠】

監査人が会社から入手し閲覧する実地棚卸記録や在庫証明書等の書類には、内部統制が有効でないことにより、誤謬や意図的な改ざんのような不正が機能する要素がある。文書的証拠の信頼性を判断する際には、関連する内部統制が有効に機能しているか、文書自体が原本であるか、外部証拠であるかといった点について留意すべきである。

【口頭的証拠】

監査人が棚卸資産の実在性と状態について、会社担当者から質問によって入手した口頭的証拠については、意図的か意図的でないかにせよ、誤りが含まれている可能性がある。口頭的証拠の信頼性を判断する際には、得られた回答を裏付ける他の資料の閲覧の実施や、質問の対象者が適切かといった点について留意すべきである。

問題 2

問 1

「財務報告に係る内部統制が有効である」とは、内部統制が適切な内部統制の枠組みに準拠して整備及び運用されており、当該内部統制に開示すべき重要な不備、すなわち内部統制の不備のうち、一定の金額を上回る虚偽記載、又は質的に重要な虚偽記載をもたらす可能性が高いものが、ないことをいう。

問 2

内部統制報告制度の目的は、企業の財務報告に係る内部統制を強化し、開示情報の信頼性を確保することである。内部統制の評価期間に幅を持たせず、現行制度では、特定時点（期末日）までに不備を是正していれば、財務報告に係る内部統制が有効であると評価することができる。このほうが、経営者に期末までに内部統制の不備の是正を促し、動機付けることができ、当該制度の目的自体に適うといえる。

第2問 答案用紙〈1〉

（監 査 論）

問題 1

甲社はファミリー企業であるため、創業者の代表取締役を監督・監視する機能が低い可能性が高く、経営者による内部統制無効化のリスクは高い点が指摘できる。また、2013年の上場以降、毎期増収増益であり、増収増益の維持に関して経営者の関心が高く、第20期についてもその期待は大きいにもかかわらず、第20期の第3四半期まで利益の実績が計画未達であることから、期末において不正な財務報告を行う動機・プレッシャーが存在する。また、取締役の報酬の大部分が経営成績に関する目標達成いかに左右される業績連動型の報酬制度が採用されていることも、不正実行の機会の動機につながる点も看過しえない。甲社が取扱う製品は、技術革新が激しく厳しい競争環境にあるため、半導体製造装置や半導体そのものの陳腐化が早くなるものと想定され、資産の評価を見誤るリスクがあるため、その点も注意すべきものと討議されたと考えられる。

問題 2

【勘定科目と監査要点】

棚卸資産（仕掛品）の評価の妥当性（別解：工事損失引当金の網羅性）

【考慮されるべき理由】

2月以降、製造作業でのトラブルによる想定外のコストが異常なものであるならば、非原価項目と判断できる。そうであれば、仕掛品には計上できず、当期の損失として計上すべきである。したがって、仕掛品が過大計上されている可能性があるため、考慮されるべきである。

【監査人Xのとるべき対応】

想定外のコストが発生することになった原因や、製造作業でのトラブルの内容について、然るべき会社担当者に対して質問を実施し、仕掛品として資産計上した判断の適切性について検討する。また、それらを裏付ける関連証憑を依頼、閲覧し、監査人としての判断に役立てる。

第2問 答案用紙〈2〉

（監査論）

問題 3

【留意事項】

- ① 得意先B社から納入期限4月と指定されているが、3月末の当期内に売上計上している点
- ② B案件が他の案件に比較して原価率が低いため、その理由を確認すべきである点
- ③ 得意先Bに対して、確認の実施を見合わせるように依頼を受けた理由を確かめるべきである点

【監査人Xのとるべき対応】

B案件は、受注生産で納入期限を4月とされているにも関わらず、当年度末に売上計上しているため、翌期に計上すべき売上が不正に前倒し計上している可能性がある。

また、当該案件は他の案件に比べて利益率も高い。3月に売上計上した理由、原価率の実態について、しかるべき会社担当者に質問し、その回答の合理性について判断するとともに、必要に応じて追加の監査手続を実施する。また、重要な監査手続である確認の実施を見合わせたいとしている理由が合理的であるか、確認の代替的手続の実施が必要か、不正な売上計上に関連していないか、職業的懐疑心を高め、慎重に判断する。

問題 4

問 1

C案件では、3月の発生原価が200百万円で、2月までの発生原価80百万円に比べて120万円増加している。一方、D案件については3月の発生原価が△60百万円であり、2月までの発生原価に比べてちょうど同額の120百万円減少している。

C、D案件の担当者は同じであり、当該担当者の部署は、第3四半期まで利益が計画に対して大きく未達である。期末において、担当者は両案件を操作できる立場にあることから、部署の利益計画達成のためにD案件の原価120百万円をC案件に付け替え、不正に利益操作した可能性があるものと判断した。このような理由から、監査人Xは、C、D案件を併せて検討することとしたと考えられる。

問題 4

問 2

C、D案件について上記の不正による財務報告の疑いがあり、当該不正に代表取締役ら経営陣の関与も疑われたため、監査役等とのコミュニケーションが必要と判断した。

「この解答速報は、(株)クレアール独自の見解に基づいた解答になります。また、解答速報の著作権は(株)クレアールにあり、無断転載・転用を禁じます。」